三　法第七条第二項から第四項までの規定に関する事項
四　預託等取引業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
五　契約の締結又は更新を担当した者の氏名及び役職名
六　契約の締結又は更新の年月日
２　書面には日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
３　書面に記載するに際し、第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
４　預託等取引業者は、法第七条第一項の書面を預託者に交付したときは、直ちに当該預託者が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容について当該預託者に告げなければならない。
（預託等取引業者と密接な関係を有する者）
第九条　法第九条第一項の預託等取引業者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売又はその代理若しくは媒介を行う者とする。
（広告類似行為）
第十条　法第九条第一項の内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（電子メールを送信する方法を含む。）、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法を除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。
（申請書の記載事項）
第十一条　法第十条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　預託等取引業者又は密接関係者が締結しようとする売買契約（法第九条第一項前段の売買契約をいう。以下同じ。）に係る物品の数量又は特定権利の内容
二　第二条第一項第四号から第六号まで及び第八号から第十二号までに掲げる事項
三　第二条第二項第三号から第九号までに掲げる事項
四　預託等取引業者等が勧誘等をしようとする時期
五　預託等取引業者等が勧誘等をしようとする顧客の選定基準及び対象範囲
六　勧誘者及び密接関係者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
七　法第九条第一項後段の預託等取引契約の締結又は更新に係る勧誘等をしようとする場合においては、顧客が当該預託等取引契約の締結又は更新を必要とする事情に関する事項
（申請書の添付書類）
第十二条　法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　法人税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
二　預託を受ける物品又は管理する特定権利の運用の見込み及び現にこれらの運用を行っている場合においては、当該運用の実績（申請日の属する事業年度の前三事業年度の全部を含む三年以上の期間における実績とする。）を記載した書類
三　預託等取引に係る業務の実施に必要な経済的基礎を有することを明らかにする書類
四　法第十条第一項第三号の役員の略歴を記載した書面
五　預託を受ける物品又は管理する特定権利の管理を行う責任者の氏名及び役職名を記載した書面
六　預託等取引に係る業務に従事する者の名簿
七　預託等取引に係る業務に関する組織図（法第十一条第一項第四号の体制に関する組織図を含む。）
八　預託等取引に係る業務に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）
九　勧誘等の方法及び時間帯その他の勧誘等の内容を明らかにする資料
十　顧客の知識、経験、財産の状況及び売買契約又は預託等取引契約を締結する目的に照らし配慮を行う事項を記載した書面
十一　前各号に掲げる書類のほか、内閣総理大臣が法第九条第一項の確認をするかどうかの判断に関し必要と認める書類
（管理の体制に関する事項）
第十三条　法第十一条第一項第四号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　預託を受ける物品又は管理する特定権利の管理を行う場所の名称及び所在地並びにその管理の方法
二　前号に掲げるもののほか、預託を受ける物品又は管理する特定権利の適正な管理を確保するために必要な体制に関する事項
（審査の対象）
第十四条　法第十一条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　申請者が締結し、又は更新しようとするそれぞれの預託等取引契約によって顧客に供与される財産上の利益の供与の時期及び方法
二　物品又は特定権利を買い取る預託等取引契約にあっては、買取価格又はその算定方法
三　預託等取引業者等又は密接関係者による勧誘等の内容及び当該勧誘等の適正の確保に関する事項
（軽微な変更）
第十五条　法第十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
一　法第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更
二　前号に掲げるもののほか、勧誘等の適正な実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
２　法第十二条第五項の規定により軽微な変更をした旨の届出をしようとする預託等取引業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一　商号、名称又は氏名及び法人にあっては代表者の氏名
二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）
三　変更した日
四　変更の理由
（申請書の記載事項）
第十六条　法第十五条第一項において準用する法第十条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　顧客の氏名、住所及び電話番号その他の連絡先
二　売買契約を締結しようとする時期（既に売買契約を締結している場合においては、当該売買契約を締結した時期）及び預託等取引契約を締結し、又は更新しようとする時期
（申請書の添付書類）
第十七条　法第十五条第一項において準用する法第十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　顧客に対する勧誘等が法第九条第一項の確認の有効期間内において適正に行われたことを証する書面
二　顧客のそれぞれにつき、売買契約又は預託等取引契約の内容が法第十四条第二項第一号に適合することを証する書面